

引越しの際は、住所の異動手続きを忘れずに！

問合せ：住民ほけん課 戸籍住民担当 ☎ 991-1866

入学・就職・転勤等による引越しで住所を異動される方は、市区町村窓口での住民票の異動届(転出届・転入届・転居届など)とマイナンバーの「通知カード」、「マイナンバーカード(個人番号カード)」、「住民基本台帳カード」の住所変更の届出を行ってください。

住民票の住所の異動届は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。

また、町民の皆さんに送付しているマイナンバーの「通知カード」や本人確認書類となる「マイナンバーカード」の住所は最新のものにする必要があります。

■他の市区町村に転出・転入される場合

引越し前の
市区町村

[転出前に]
転出届を提出して
転出証明書を受け取ります。



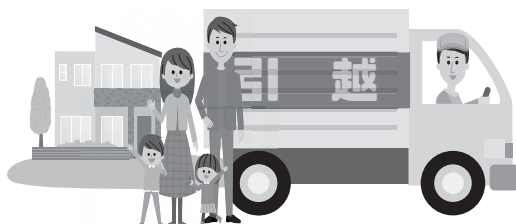
引越し先の
市区町村

[転入した日から14日以内に]
転出証明書を添えて
転入届を提出します。

■同一の市区町村内で転居される場合

お住まいの
市区町村

[転居した日から14日以内に]
転居届を提出します。



引越しに伴う不燃ごみ等の処理について

問合せ：環境経済課 生活環境担当 ☎ 991-1839

引越しに伴う多量の不燃ごみ等の処理には次の方法があります。

- ① 引越し業者等にすべて任せて処理する。
- ② ビン、金属、雑芥、ペットボトル、古紙・布は、いつも出しているごみステーションに少しずつ計画的に出し、粗大ごみは中間処理場に直接持ち込むか、個別回収の電話予約(中間処理場)をし、収集してもらう。(毎月収集期間があります)
※収集日程等は配布されているごみ収集カレンダーを参照してください。
町ホームページからもご確認いただけます。
- ③ 環境経済課の窓口で申請し、搬入許可証持参の上、町の中間処理場に自ら持ち込み処理する。(許可証の発行には事情をお聞きする場合があります。)
なお③については次のとおりです。

ごみの種類	費用	中間処理場の受付時間
粗大ごみ	有料	月～金曜日 第2・第4土曜日、 第1・第3日曜日 いずれも午前8時30分～午後4時 ※祝日も受け付けます。
ビン、金属、雑芥 ペットボトル 古紙・布	無料 ※ごみはそれぞれ分別し持参してください。	

■粗大ごみの予約受付
中間処理場
松伏町築比地1303-1
☎992-0531

■ごみに関する問合せ
環境経済課 ☎991-1839



平成30年度ごみ収集カレンダーは4月号と同時に配布します

◆問合せ：環境経済課 ☎991-1839